

昇降機等定期報告制度の運用についてのお知らせ

日頃より建築物の安全確保にご尽力いただきありがとうございます。

今般、定期調査・検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等の見直しを行うため、定期報告告示の改正が、令和6年6月及び令和7年1月に公布され、令和7年7月1日から施行されることになりました。今回の告示改正の主な内容は

1. 新技術を活用した調査・検査の合理化
2. 構造基準と検査基準との不整合解消
3. 特定建築物の調査項目と昇降機の検査項目の重複解消
(特定建築物の調査項目から「非常用エレベーターの作動の状況」を削除)

となっています。これら告示の改正を受け、福岡県内五特定行政庁では、下記のと通りの対応といたしますので、ご留意ください。

記

1. 昇降機・遊戯施設検査項目（共通）

○新技術を活用した調査・検査の合理化

検査方法の改正

＜改正前＞ 目視により確認する → ＜改正後＞ 目視又はこれに類する方法により確認する
これに類する方法：赤外線装置、可視カメラ、センサー等の新技術

2. 昇降機検査項目

○構造基準と検査基準との不整合解消

構造基準では基準適合を求めている一方で、検査基準において基準適合を求めている以下の検査事項、検査項目を削除

【油圧エレベーター】

- ・ 1 (2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 における防油堤の状況、標識の状況、消火設備の状況

【小荷物専用昇降機】

- ・ 1 (2) 点検用コンセント

3. 遊戯施設検査項目

○判定基準の改正

- ・ 1 (6) 舞台及び床

回転舞台と床が接触すること又は隙間及び段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（中略）を超えていること。

＜改正前＞ 及び → ＜改正後＞ 若しくは

4. 本対応施行日

・ 本対応施行日：令和7年7月1日※

※検査日が、令和7年7月1日以降の定期報告書が対象となります

5. 告示改正の詳細

国土交通省ホームページ内「建築基準法に基づく定期報告制度について」をご参照ください。

【運用に関するお問い合わせ先】

以下の4市を除く福岡県全域に設置された昇降機等については…

福岡県建築都市部建築指導課 TEL (092) 643-3722

北九州市内に設置された昇降機等については…

北九州市都市戦略局指導部建築指導課 TEL (093) 582-2531

福岡市内に設置された昇降機等については…

福岡市住宅都市みどり局建築指導部建築審査課 TEL (092) 711-4583

久留米市内に設置された昇降機等については…

久留米市都市建設部建築指導課 TEL (0942) 30-9089

大牟田市内に設置された昇降機等については…

大牟田市都市整備部建築住宅課 TEL (0944) 41-2797